

この発表全体及び労働局における相談、指導について
職業安定局需給調整事業課

課長 鈴木 英二郎
課長補佐 松浦 大造
電話 03-5253-1111(内線 5311)
03-3502-5227(夜 間)

ハローワークにおける職業相談及び職業紹介について
職業安定局首席職業指導官室

首席職業指導官 上市 貞満
室長補佐 藤浪 竜哉
電話 03-5253-1111(内線 5776)
03-3502-6774(夜 間)

住居を必要とする求職者への対応について

職業安定局就労支援室

室長 北條 憲一
室長補佐 内野 智裕
電話 03-5253-1111(内線 5793)
03-3502-6776(夜 間)

株式会社グッドウィルに対する行政処分に伴う派遣労働者の雇用対策について

株式会社グッドウィル(以下「グッドウィル」という。)の労働者派遣事業は、平成20年1月11日に東京労働局が行った停止命令に基づき同月18日から2か月間の停止期間(一部事業所にあつては4か月)に入り、労働者派遣契約の新規締結はもとより、延長・更新等も禁止され、派遣労働者の就業の機会が減少していくものと見込まれる。また、同社の労働者派遣事業は比較的短期のものが中心であること、その事業規模等にもかんがみ、派遣労働者の雇用の安定の措置を最大限図っていくことが必要である。

このため、厚生労働省では、本日(1月11日)、都道府県労働局長に対し下記の取組を指示したところである。これにより、都道府県労働局の需給調整事業担当部門では、グッドウィルの派遣労働者からの相談を総合的に受けるとともに、ハローワークではその多様な求人を生かして求職者のニーズに応じた職業相談、職業紹介を実施することとしている。

また、グッドウィルに対しては、停止命令と併せて行った改善命令において、雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提として法違反の是正を行うよう命じており、都道府県労働局はグッドウィルの労働者派遣事業の事業所において雇用の安定を図るための措置が的確に講じられるよう指導するとともに、グッドウィル自らが実施すべき雇用の安定の措置とは別に都道府県労働局及びハローワークが相談、職業紹介等を行っていることについても派遣労働者に周知するよう指導していくこととしている。

[取組の概要]

- 1 労働局における窓口及び電話でのグッドウィルの派遣労働者等に対する相談(別添「相談窓口一覧」)
- 2 ハローワークにおける対応
 - (1) 求職者の次のようなニーズに応じ、ハローワークの多様な求人を生かした職業相談及び職業紹介を実施
 - ・ 就職を急ぐ程度、雇用形態、賃金形態、社員寮の有無等
 - (2) グッドウィルから労働者派遣を受け入れることができなくなり、ハローワークに求人を申し込む事業主に対しては、できるだけ雇用期間を長くして求人を申し込むよう勧奨
- 3 労働局におけるグッドウィルに対する指導
 - (1) 長期間継続して同社で就業している労働者に、就業の機会を優先的に提供すること
 - (2) 派遣就業の機会を提供できない派遣労働者に対しては、派遣先、その関係事業主又は他の派遣元事業主の事業において就業できるよう積極的にあっせんを行うこと

(別添)

相談窓口一覧

○相談時間 平成20年1月15日(火)～5月16日(金)

東京、愛知、大阪の各労働局は土曜日(10時～17時)も相談を実施(2月9日(土)まで)

労働局	相談窓口		住所	電話番号	ホームページアドレス
1 北海道	職業安定部	需給調整事業室	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311内線3661	http://www.hokkaido-labor.go.jp/
2 青森	職業安定部	職業安定課	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7F	017-721-2000	http://www.aomori.plb.go.jp/
3 岩手	職業安定部	職業安定課	盛岡市中央通2-1-20 ニッセイ同和損保盛岡ビル5F	019-604-3004	http://www.iwate-roudou.go.jp/
4 宮城	職業安定部	需給調整事業室	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-292-6071	http://www.miyarou.go.jp/
5 秋田	職業安定部	職業安定課	秋田市山王3-1-7 東カビル5F	018-883-0007	http://www.akita-rodokyoku.go.jp/
6 山形	職業安定部	職業安定課	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3F	023-626-6019	http://www.yamagata-rodo.go.jp/
7 福島	職業安定部	需給調整事業室	福島市栄町6-6 NBFユニックスビル6F	024-528-0335	http://www.fukushimaroudoukyoku.go.jp/
8 茨城	職業安定部	需給調整事業室	水戸市宮町1-8-31	029-224-6239	http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp/
9 栃木	職業安定部	職業安定課	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎2F	028-610-3555	http://www.tochigi-roudou.go.jp/
10 群馬	職業安定部	職業安定課	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル8F	027-210-5105	http://www.gunmaroudoukyoku.go.jp/
11 埼玉	職業安定部	需給調整事業室	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14F	048-600-6211	http://www.saitama-roudou.go.jp/
12 千葉	職業安定部	需給調整事業室	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎1F	043-202-5181	http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/
13 東京	需給調整事業部	需給調整事業第二課	港区海岸3-9-45	03-3452-1474	http://www.roudoukyoku.go.jp/
14 神奈川	職業安定部	需給調整事業課	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル2F	045-650-2810	http://www.kana-rou.go.jp/
15 新潟	職業安定部	需給調整事業室	新潟市中央区川岸町1-56	025-234-5930	http://www.niigata-roudoukyoku.go.jp/
16 富山	職業安定部	職業安定課	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎内	076-432-2718	http://www.toyamaroudoukyoku.org/
17 石川	職業安定部	需給調整事業室	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5F	076-265-4435	http://www.roudou.go.jp/
18 福井	職業安定部	職業安定課	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9F	0776-26-8609	http://www.fukuiroudoukyoku.go.jp/
19 山梨	職業安定部	職業安定課	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2857	http://www.y-roudoukyoku.jp/
20 長野	職業安定部	職業安定課	長野市中御所1-22-1	026-226-0865	http://www.nagano-roudoukyoku.go.jp/
21 岐阜	職業安定部	職業安定課	岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル3F	058-263-5519	http://www.gifu-roudoukyoku.go.jp/

労働局	相談窓口	住所	電話番号	ホームページアドレス
22 静岡	職業安定部 需給調整事業課	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054-271-9980	http://www.shizuokarodokyoku.go.jp/
23 愛知	需給調整事業部 需給調整事業第二課	名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング6F	052-219-5587	http://www2.aichi-rodo.go.jp/index.html
24 三重	職業安定部 職業安定課	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	059-226-2305	http://www.mie.plb.go.jp/
25 滋賀	職業安定部 職業安定課	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3F	077-526-8617	http://www.shiga-roudou.go.jp/
26 京都	職業安定部 需給調整事業課	京都市中京区両替町通御池上る金吹町451	075-241-3225	http://www.kyoto-roudou.plb.go.jp/index.html
27 大阪	需給調整事業部	大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通Fビル14F	06-4790-6319	http://osaka-rodo.go.jp/
28 兵庫	職業安定部 需給調整事業課	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14F	078-367-0831	http://www.hyogo-roudoukyoku.go.jp/
29 奈良	職業安定部 職業安定課	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0208	http://www.nararoudoukyoku.go.jp/
30 和歌山	職業安定部 職業安定課	和歌山市中之島1518 和歌山MIDビル3F	073-421-6150	http://www.wakayama.plb.go.jp/
31 鳥取	職業安定部 職業安定課	鳥取市富安2-89-9	0857-29-1707	http://www.tottori-rodo.go.jp/
32 島根	職業安定部 職業安定課	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5F	0852-20-7018	http://www.shimane-roudou.go.jp/
33 岡山	職業安定部 需給調整事業室	岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3F	086-801-5110	http://www.okayama.plb.go.jp/
34 広島	職業安定部 需給調整事業課	広島市中区八丁堀16-11 日本生命広島第2ビル3F	082-511-1066	http://www.hiroroudoukyoku.go.jp/
35 山口	職業安定部 職業安定課	山口市巾着町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0385	http://www.yamaguchi.plb.go.jp/
36 徳島	職業安定部 職業安定課	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4F	088-611-5383	http://www.tokushima.plb.go.jp/
37 香川	職業安定部 職業安定課	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎3F	087-811-8922	http://www.kagawa-roudou.jp/
38 愛媛	職業安定部 職業安定課	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5F	089-943-5221	http://www.e-roudou.go.jp/
39 高知	職業安定部 職業安定課	高知市南金田48-2	088-885-6051	http://www.kochi.plb.go.jp/
40 福岡	職業安定部 需給調整事業課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館6F	092-434-9711	http://www.fukuoka.plb.go.jp/
41 佐賀	職業安定部 職業安定課	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎6F	0952-32-7216	http://www.saga.plb.go.jp/
42 長崎	職業安定部 職業安定課	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6F	095-801-0040	http://www.nagasaki.plb.go.jp/
43 熊本	職業安定部 需給調整事業室	熊本市桜町1-20 西鳴三井ビル8F	096-211-1731	http://www.kumamoto.plb.go.jp/
44 大分	職業安定部 職業安定課	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3F	097-535-2095	http://www.oita.plb.go.jp/
45 宮崎	職業安定部 職業安定課	宮崎市高千穂通2-1-33 明治安田生命宮崎ビル7F	0985-38-8823	http://www.miyazaki.plb.go.jp/
46 鹿児島	職業安定部 職業安定課	鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル1F	099-219-8711	http://www.kagoshima.plb.go.jp/
47 沖縄	職業安定部 職業安定課	那覇市おもむろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎3F	098-868-1655	http://www.renkyu.net/okirodo/index.html



職 発 第 0111001 号
平成 20 年 1 月 11 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

株式会社グッドウィルに対する行政処分に伴う派遣労働者の雇用対策について

東京労働局は、平成 20 年 1 月 11 日、株式会社グッドウィル（以下「グッドウィル」という。）に対し、同社が営む労働者派遣事業について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号、以下「労働者派遣法」という。）第 14 条第 2 項に基づく停止（期間は事業所により 2 月ないし 4 月）及び同法第 49 条第 1 項に基づく改善を命じたところである。

当該停止命令の効果として、事業停止の開始日（1 月 18 日）より前から継続している労働者派遣についてはその契約期間の終期までの間に限り継続可能であるものの、事業停止期間中に当該契約期間の終期が到来した後は当該契約の延長・更新を行うことができないため、グッドウィルにおける派遣労働者の就業の機会は事業停止期間の開始後一定期間のうちに減少していくものと見込まれる。

このため、当該改善命令においては、事業の改善を図るに当たっては雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提とすることを義務付けているが、同社における比較的短期の労働者派遣を中心とする事業形態、事業規模等にかんがみ、全国の労働局及び公共職業安定所においても、下記の取組により派遣労働者の雇用の安定の措置を最大限図っていくこととしたので、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 グッドウィルに対する指導

労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づきグッドウィルに命じている是正措置は、雇用の安定を図ることを前提条件としており、東京労働局は、グッドウィル本社に対し、その具体的な内容の最低限の例として次の指示を行っている。

- (1) 実態として長期にわたり継続して派遣就業に従事している労働者に対し、事業停止期間前に開始され契約期間中を限度に継続中の労働者派遣に係る就業の機会を、優先的に提供すること。このため、労働者派遣が既に開始されている労働者派遣契約の中途解除により、派遣労働者の雇用の機会が失われることのないよう、派遣元事業主として派遣先に働きかけること。
- (2) 就業を希望しながら派遣就業の機会を提供できない派遣労働者に対しては、派遣先、その関係事業主又は他の派遣元事業主の事業において就業できるよう積極的にあつせんを行うこと。
- (3) その他派遣労働者の雇用の安定を図るための措置を積極的に講ずること。

これらを踏まえ、各労働局は、必要に応じ、管内のグッドウィルの各事業所に対し、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずるよう指導すること。

なお、グッドウィルが事業改善命令に基づく派遣労働者の雇用の安定を図るための措

置として講ずる上記の事項とは別に、労働局及び公共職業安定所は下記2及び3の相談、職業紹介等を実施していることについても派遣労働者に周知するよう東京労働局からグッドウィル本社に対し指示を行っている。

2 労働局における対応

各労働局は、相談窓口及び電話番号をホームページ等により周知することにより、グッドウィルの労働者（派遣労働者以外の労働者を含む。）、派遣先等からの労働者派遣に係る総合的な相談を受け、その相談内容に応じて、労働者派遣法に基づく事業所指導、相談者の公共職業安定所への誘導を行うとともに、必要に応じて労働基準監督署等への誘導を行うこと。東京、愛知及び大阪労働局においては、土曜日においても窓口及び電話での相談に応ずる。

3 公共職業安定所における対応

(1) 職業相談及び職業紹介

公共職業安定所は、グッドウィルの派遣労働者が就業の機会を求めて求職者として来所した場合、当該求職者については、必ずしも自ら望んで派遣労働者という雇用形態を選択しているわけではなく、直接雇用による安定した職業に就きたい者もいること、また、日々の生活費を得るために日払いによる雇用形態により働かざるを得ない状態にある者もいること等を踏まえ、それぞれの態様に応じて、以下の点に留意して積極的に職業相談、職業紹介を実施すること。

ア 当該求職者については、早急に生活費等を得る必要がある場合が考えられることから、可能な限り速やかに職業紹介を行い、早期に再就職できるよう支援すること。

イ また、職業紹介に当たっては、できる限り安定した雇用が望ましいが、当該求職者のニーズを踏まえつつ、すぐにでも働くことができるよう、雇用開始時期が近い求人を紹介することが望ましい場合もあると考えられること。

ウ 求人票の「賃金支払日」（日払いか週払いか月払いか、月払いの場合の最初の賃金支払日はいつか）、「就業場所」（当該求職者の居住地からの交通費がどの程度かかるか）等についても、求職者のニーズを十分踏まえて、適切に対応すること。

エ 住居を必要とする求職者に対しては、社員寮付きの求人や住み込み可能求人の情報提供、職業相談及び職業紹介を行うとともに、必要に応じ、求人担当部門と連携の上、求人開拓に努めること。

(2) 派遣先の事業主からの求人申込みの相談への対応

公共職業安定所は、グッドウィルと労働者派遣契約を締結していた派遣先の事業主から労働者の確保に係る相談があった場合は、安定した雇用を求める求職者に対応できるようにするため、雇用期間について可能なかぎり長期となるよう働きかけつつ、公共職業安定所への求人申込みを勧奨すること。また、当該事業主から求人申込みがあった場合は、求職者のニーズを踏まえつつ、求人充足に努めること。

4 実施期間

平成20年1月15日（火）から同年5月16日（金）まで

（上記2の土曜日の相談については2月9日（土）まで）

(参考)

○ (株)グッドウィルの派遣労働者数

1日平均 約34,000人(平成19年12月1日～22日平均)

○ ハローワークにおける多様な求人の状況(平成19年11月全国計)

(単位:人)

有効求人(パートタイム含む全数)	パート除く		パートタイム	
	常用	臨時・季節	常用的パート	臨時的パート
	2,114,004	1,328,563	89,280	626,449

※常用

雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※臨時・季節

臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められている仕事(労働)をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間(4か月未満、4か月以上の別を問わない。)を定めて就労(労働)するものをいう。

※パートタイム

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。